

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの期間、40 年 4 月から 44 年 6 月までの期間、同年 7 月から 47 年 3 月までの期間、同年 10 月から 48 年 3 月までの期間、同年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 44 年 6 月まで
③ 昭和 44 年 7 月から 47 年 3 月まで
④ 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで
⑤ 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで
⑥ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年 1 月に A 区役所から国民年金に加入する最後の機会だからという国民年金加入の勧奨があり、夫婦一緒に国民年金に加入し、36 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料は、現年度保険料と共に何枚かの納付書により特例納付したのに、39 年 1 月から同年 3 月までの期間、40 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び 47 年 10 月から 49 年 3 月までの期間が未納の記録となっているのは納得がいかない。また、58 年 1 月から同年 3 月までの期間は、前後の期間が納付済みであり、3 か月のみ納付し忘れることはないと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、第 2 回特例納付実施期間中の昭和 50 年 1 月 10 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、特殊台帳及び第 2 回特例納付に係る「附則 18 条納付者リスト」により、昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までの期間の国民年金保険

料を第2回特例納付により納付していることが確認でき、39年4月から40年3月までの期間については、特殊台帳に特例納付を示す記載は無いが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から判断すると、同じく特例納付したものと推認でき、申立人は、年金を受給するために保険料をさかのぼって納付しようとする意識があったことが認められる。

2 申立期間①及び②については、申立期間①の前の期間及び申立期間①と②の間の期間は第2回特例納付により納付済みである上、申立人の妻は、申立期間①及び②を含む昭和36年4月から44年6月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付していることから、申立人についても申立期間①及び②は特例納付したものと考えるのが自然である。

また、申立期間④については、オンライン記録では未納となっているが、特殊台帳では納付済みと記録されており、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

さらに、申立期間⑤については、払出日時点で過年度納付が可能であるところ、特殊台帳により、直前の申立期間④を過年度納付していることが確認でき、昭和49年4月以降は長期間納付済みであることから、申立期間⑤は過年度納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間③については、申立人は、昭和50年当時は事業所を営んでいて経済的に余裕があったこと、及び区役所で説明を受けてすべての未納期間を特例納付したことを具体的に申述しており、これを否定する特段の事情は見当たらない。

3 申立期間⑥については、3か月と短期間である上、申立人は、国民年金に加入した年度である昭和49年度以降は、申立期間⑥を除き国民年金加入期間において未納は無いことから、納付したものと考えるのが自然である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 44 年*月ごろに、父が A 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、父が家族の分と一緒に納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みとなっており、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の父と一緒に納付していたとする申立人の両親及び妻の申立期間②の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 51 年 6 月ごろであり、これを基準にすると、申立期間①のうち 44 年 8 月から 49 年 3 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間①の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が A 区において払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、加入手続及び保険料納付を行ったと主張する申立人の父は既に他界しているため、申立期間①当時の保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間及び51年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から41年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで
③ 昭和51年1月から53年3月まで

私は、特例により過去の国民年金保険料を納付できることを知り、当時、年金受給目前であったため、昭和55年6月25日にA市役所で申立期間①、②及び③の保険料をすべて納付した。手続には娘と一緒にいき、保険料も娘が出してくれた。それなのに、合計48か月も未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、申立人は、特殊台帳の記録により、第3回特例納付を利用して昭和39年7月から同年12月までの期間、40年4月から同年6月までの期間及び41年4月から48年6月までの期間の合計96か月分の国民年金保険料を55年6月に特例納付し、53年4月から55年3月までの24か月分の保険料を同年7月に過年度納付していることが確認でき、年金を受給するために保険料をさかのぼって納付しようとする意識があったことが認められる。

また、上記特殊台帳で確認できる特例納付済期間のうち、昭和47年7月から48年6月までの期間については、オンライン記録では当初未納と記録されていたが、平成21年9月11日に納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

さらに、特例納付の手続を一緒に行い、保険料を負担したとする申立人の娘は、すべての未納期間を特例納付したと証言している。

2 一方、申立期間①については、申請免除期間であるため特例納付の対象とはならない期間であり、昭和55年6月の時点では、時効により追

納することもできない。

また、B区が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、保険料の免除欄に昭和40年7月から41年3月まで申請免除と記載されており、オンライン記録と一致している。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間及び51年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料（51年11月から52年3月までについては付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで（51年11月からは付加保険料込み）
② 昭和58年4月から61年3月まで

昭和48年1月に夫が会社を退職したので、夫婦一緒にA市で国民年金に加入し、50年から国民年金保険料を納付した。51年11月からは夫婦とも付加保険料を納付することとし、私が夫婦二人分を銀行で納付していたのに昭和51年度の1年間、夫が納付済みとなっているのに私は未納とされており、夫婦二人とも51年11月分からの付加保険料がもれている。また、53年12月にB市に移ってからきちんと定額保険料は納付していたはずであり58年4月から3年間未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとすると、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間の前後の期間において未納が無い上、申立人の夫は納付済みとなっており、申立期間以降国民年金の資格を喪失するまでの加入期間においては付加保険料込みで納付している。

また、申立人の年金手帳の記録及びA市の保管する申立人の被保険者名簿から、申立人は昭和51年11月に国民年金の加入手続を行うと同時に付加保険料の納付申出を行っていることが確認でき、この時点からは定額保険料と付加保険料の合計額を記載した納付書が発行されること、申立期間①以降国民年金の資格を喪失するまでの間は付加保険料込みで納付済みとなっていることを考え併せると同年11月から52年3月までについては付加保険料を含めて納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳の記録欄の

「被保険者でなくなった日」は昭和 58 年 4 月 4 日と記載されており、居住していた B 市に届け出たことを示すゴム印が押されている上、社会保険庁（当時）の資格喪失記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料（51 年 11 月から 52 年 3 月までについては付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月及び同年12月

私の国民年金は、妻が管理し納付していたので、妻が私の代理として申立てをする。何度も仕事の都合で住所を変えたが、役所に転入届をするたびに年金の手続きを行い、夫婦二人分を一緒に納付した。昭和47年11月A町（現在は、B市）に転居した際も役場の窓口で夫婦二人分を納付したのに、妻の分が納付になって、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は共に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行い、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであることから、申立人の国民年金を管理していたとする申立人の妻は年金に対する意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと申述しているところ、昭和45年度の保険料については、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳の検認印の日付から夫婦二人分を同時に納付したことが確認できる上、A町の国民年金被保険者名簿によると、同町に転居した昭和47年11月に国民年金の資格を再取得し、申立期間直後の48年1月から同年3月までの保険料を現年度納付していることが確認できるほか、申立人の妻の申立期間の保険料も納付済みであることから、2か月と短期間である申立期間の保険料については納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年5月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から42年5月まで

私は昭和40年3月に、当時勤めていた会社を辞めて個人経営の事業所に勤めた。経営者から、事業所として社会保険に加入していないので自分で国民年金に入るように言われ、同年4月ごろ、家から近かったA区役所の本庁舎に行き、自分で国民年金に加入して国民年金保険料を支払った。保険料は自分と妻が納付していたので、同年4月から42年5月までの保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日（昭和42年3月15日）から、申立人は、同年3月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、同手帳及びA区の国民年金被保険者名簿の記録から40年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したことが確認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付及び過年度納付が可能であり、わざわざ国民年金に加入しながら申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、A区役所では、国民年金手帳の台紙の切取りは年度を過ぎてから行い、当該年度が未納の場合は2年以上経過した場合に切り取っていたと説明しているところ、検認印が無いにもかかわらず、申立人の国民年金手帳の昭和42年度は、申立人が昭和42年7月1日に被保険者資格を喪失しているものの、この2か月後の同年9月13日に台帳切り取りのゴム印が押され、加入年度である41年度も2年を経過していない42年9月13日に台帳切り取りのゴム印が押されており、行政側の事務処理の不手際が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から同年12月まで
② 昭和49年12月から50年3月まで

私の国民年金の切替手続及び国民年金保険料の納付は、父がきちんと行っていたはずであり、申立期間②が未納となっているのは納得できない。また、昭和47年9月から同年12月までの保険料については、還付の手続をした記憶も、還付金を受け取った記憶も無く、還付済みと記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、20歳になった昭和41年*月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、60歳になる前月の平成18年*月まで国民年金加入期間に未納期間は無く、昭和50年4月の婚姻後も任意加入し長期にわたり納付していることが確認できることから、納付意識の高さが認められ、申立期間②は4か月と短期間であることから納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の所持する国民年金手帳の昭和47年度の国民年金印紙検認記録欄に検認印が押され、申立期間の国民年金保険料を納付したことは確認できるが、申立人は、昭和47年9月1日付けで厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険加入期間である申立期間①について、保険料が還付されていることに不自然さは無い。

また、還付整理簿、被保険者名簿及び特殊台帳には、還付処理されたことが還付期間、還付金額、還付決定日及び支払年月日とともに記載されており、これらの記載内容に不合理な点は無く、還付整理簿の住所と改製原附票の住

所も一致していることから、還付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年12月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 4 月、同年 8 月及び同年 9 月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 47 年 4 月
③ 昭和 47 年 8 月及び同年 9 月

私の国民年金の申立期間①から③については、妻が国民年金保険料を納付していた。昭和 47 年 1 月から同年 6 月までの領収証書も所持しているのに、未加入及び未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人の所持する領収証書から A 区で昭和 47 年 3 月 4 日及び同年 4 月 27 日にそれぞれ納付していることが確認でき、当該期間の国民年金保険料が還付及び充当された事実はないことから、行政側の事務処理の不手際が認められる。

2 申立期間③については、B 区 C 部国民年金課が昭和 47 年 10 月 3 日付けで申立人に発行した事務連絡において、同年 4 月から同年 6 月は過誤納であることから、これを申立期間③に充当し、不足額 300 円の納付を依頼しているところ、申立人が所持する領収書により不足額 300 円の納付が確認できるにもかかわらず、充当処理が行われておらず、行政側の納付記録の事務処理の不手際が認められる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 43 年に、母が国民年金の加入手続をしてくれて、私が A 市に転居するまでは両親が国民年金保険料を納付してくれ、転居後は、自分で納付していた。47 年 1 月から同年 3 月までが未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年 * 月から 60 歳になる前月の平成 20 年 * 月まで、申立期間を除き、国民年金保険料を納付していることから納付意識は高いと認められる上、申立期間の前後は納付済みで、申立期間は 3 か月と短期間であることから、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、いつも銀行で納付していたと思う。家計簿及び預金通帳に申立期間の保険料の出金が記帳されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年*月に次男を出産し、各期に窓口で国民年金保険料を納付することができなくなると考え、口座振替にしたと供述しているところ、申立人から提出された昭和 52 年の家計簿の、8月のページに「国民年金(52年度)26400」の記載があり、同金額は申立期間当時の保険料額(年額)と一致する上、A銀行(現在は、B銀行)の預金通帳に52年8月8日に「26400C(摘要名)」の記載があり、同行では、保険料の口座振替についても、当時摘要欄は「C(摘要名)」として処理していたと回答していることから、保険料の振替があったと推認できる。

また、申立人は昭和49年8月26日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き第3号被保険者になる前月の61年3月までの期間、保険料を納付し続けている上、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から58年3月まで
私の母がA市役所に行って私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付したのに、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和58年12月2日にA市で払い出されていることが確認でき、同時点で申立期間は過年度納付が可能である。

また、加入手続を行ったとする申立人の母は、申立人の国民年金の加入手続をした日に、年金手帳と納付書を受け取り、国民年金保険料を一括して納付したと述べているところ、申立期間当時、A市役所では、加入手続をした日に年金手帳とともに過年度納付書を手書きで交付していたことを確認済みであり、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、申立期間は10か月と短期間であることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険第4種被保険者資格の取得日は昭和39年9月1日、喪失日は44年12月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年9月1日から44年12月1日まで

私は、昭和39年9月に結婚のためA事業所を退職した際、労務担当者に年金に継続加入して加入期間を20年とするよう教示されたので手続をし、その後、送付された納付書で当初はB郵便局、C市に転出後はD郵便局等で厚生年金保険料を納付していた。保存している41年6月から44年12月までの家計簿に保険料を支出した記載もあるので、申立期間を厚生年金保険第4種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の第4種被保険者名簿により、申立人は、昭和39年9月1日に厚生年金保険の第4種被保険者資格を取得したこと、標準報酬月額が3万3,000円であったこと、資格喪失予定日が44年12月1日（被保険者期間63か月）であったこと、及びC市に住所変更したことが確認できる。この資格喪失予定日までの被保険者期間63か月については、昭和39年9月1日までの申立人の厚生年金保険の被保険者資格期間と合計して20年になることが確認できる。

また、申立人が提出した家計簿には、昭和41年9月から44年11月までの第4種被保険者としての厚生年金保険料に相当する金額を支出した記載があることから、申立人が第4種被保険者資格の喪失予定日まで第4種被保険者としての保険料を納付していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和39年9月1日に厚生年金保険第4種被保険者資格を取得し、同資格を喪失する44年12月1日まで

の期間について、申立人は、第4種被保険者としての保険料を納付していたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る第4種被保険者名簿の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和26年6月1日であると認められることから、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち昭和25年12月から26年4月までの標準報酬月額額は6,000円、同年5月の標準報酬月額額は8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年12月1日から27年3月1日まで

私は、A社に昭和25年7月1日から、会社が倒産したところの27年3月1日まで勤務しており、給料から厚生年金保険料を控除されていたのに、わずか5か月しか保険料が控除されていないで退職したことになるはずがない。25年12月からはB県内の3か所でC（職種）として働き、給料は同社本社から受け取っており保険料を控除されていたので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が昭和27年春ごろに倒産するまで同社に勤務していたとする元同僚2名は、申立人が一緒に勤務していた旨を証言している。

また、A社は、オンライン記録によれば、昭和26年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は25年12月1日に資格喪失と記載されているが、同名簿の申立人の標準報酬等級並びに適用年月日欄に「26.5.1 10等級」の記載がある上、申立人と同じく25年12月1日に資格喪失している者17名（申立人を除く）にも同様の記載がある。これらの記録を前提とすると、申立人の標準報酬月額の改定に併せて26年5月1日付けで、25年12月1日にさかのぼって被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、当該事業所が適用事業所でなくなった昭和26年6月1日であると認められる。

また、昭和25年12月から26年4月までの期間に係る標準報酬月額については、25年7月の社会保険事務所（当時）の記録から6,000円、26年5月の標準報酬月額については、同年5月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和26年6月1日から27年3月1日までについては、当該事業所は26年6月1日に適用事業所でなくなっており、ほかに当該期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月26日から同年7月19日まで
私は、申立期間、A社C支店のD（職種）として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年6月26日に同社E本店から同社C支店D（職種）として異動、厚生年金保険の適用上は、同社C支店の被保険者は同社B支店で適用）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年7月の社会保険事務所（当時）の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和31年12月2日、資格喪失日は32年8月20日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月2日から同年4月1日まで
② 昭和31年12月1日から32年8月まで

私は、昭和31年3月1日の高校卒業式の翌日からA社C工場D所に勤めて、32年8月まで継続して勤務していたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険記号番号の数字と1字だけ異なる、同姓同名、同一生年月日の未統合の被保険者の記録が確認でき、当該被保険者の資格取得年月日は昭和31年12月2日、資格喪失年月日は32年8月20日と記載されている。

また、元同僚の供述から、申立人が申立期間②においてA社C工場D所に勤務していたことが推認できる上、申立人と当該事業所に勤務していた元同僚2名は、A社C工場に係る被保険者名簿によれば、昭和31年12月1日に被保険資格を喪失し、A社B工場で31年12月2日に被保険者資格を取得していることから、同じく勤めていた申立人の被保険者記録だけが無いことは不自然であり、上記の同姓同名、同一生年月日のA社B工場における厚生年金被保険者記録は、申立人の記録であると判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和31年12月2日に厚

生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出及び 32 年 8 月 20 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行い、申立人の給与から同期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 31 年 12 月の上記未統合の被保険者記録から 5,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①において申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番は無い。

また、当該事業所は、当時の関係資料が無く、申立期間①における申立人の勤務実態は不明と回答している上、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B会社）における資格取得日に係る記録を昭和25年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から27年8月16日まで

私の夫は、昭和17年にC事業所に入社し、22年7月にD社、24年11月にE社、38年にB社に名称変更する中、同一の会社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録がなく、納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人がF健康保険組合に昭和22年11月10日に加入し、申立期間を含めて51年4月1日に資格を喪失していると回答していることから、申立人は、申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人が申立期間直前に勤務していたD社G事務所は、昭和25年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できることから、申立期間の保険料は、申立期間直後に申立人が勤務していたA社において控除されていたと認められる。

一方、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から平成3年5月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から平成3年5月まで

私は、昭和57年9月3日にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、A市B郵便局で付加保険料400円を含めて、妻の分と二人分を納付していたにもかかわらず、妻にのみ付加保険料の納付記録があり、私の記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年9月3日に国民年金に加入した時点から、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録には、付加保険料の納付を申し出たことが記録されておらず、申立人に対して付加保険料を含めた納付書が送付されたとは考え難い。

また、申立人の元妻は、保険料は別々に納付しており、妻自身の保険料は銀行で納付していたと申述しているので、夫婦二人分を同時に納付していたという申立内容は是認できない。

さらに、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月まで

私は、18 歳のときから両親と一緒に A（職種）を行っており、20 歳になったときに父が国民年金の加入手続を行い、納税組合で国民年金保険料を納付していたと聞いているので、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和 40 年 7 月ごろに払い出されていることが確認でき、同時点で、申立期間の一部は時効のため納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、B 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和 38 年 3 月から 39 年 9 月まで「時効消滅」の押印がある上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたと主張する父は既に他界しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年3月まで

私は、親から国民年金保険料は納付しないといけないものだと言われており、何度か転職しているが、保険料の納付を怠った記憶は無い。平成5年にも加入漏れを指摘する通知があったので1か月の期間でも納付しており、8か月もの間、未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の20歳加入者の納付記録により、平成5年5月ごろに払い出されたと推認でき、同時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、A市で別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続、申立期間の保険料の納付金額及び納付方法についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から58年10月まで

私は、義父の帳面に私と元夫の国民年金保険料が記載されているのを見たことがある。事業所を経営していた義父は、几帳面きちょうめんな性格であったことから、A区役所かB区役所で私達夫婦二人の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであり、保険料は義父が亡くなるまでは義父が、義父が亡くなった後は元夫が納付していたはずなのに、申立期間が未納期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、申立人の義父が区役所で申立人と元夫の国民年金の加入手続を行ったはずであると申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和51年6月以降に払い出されていることから、申立期間のうち、49年3月以前は時効により国民年金保険料を納付することはできず、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて調査を行ったが別の手帳記号番号で加入した形跡は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする義父は既に他界しており、加入手続、保険料納付等についての詳細を確認することができない。

さらに、申立期間は127か月と長期間である上、申立人が、申立人の保険料と一緒に納付していたと申述している申立人の元夫の保険料も申立期間が未納となっていることから申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から8年3月まで
ねんきん特別便を受け取ったところ、20歳からの28か月が未納とされていることが分かった。申立期間当時、私は大学生で父の扶養家族であったが、大学4年生だった平成8年度のみが納付済みとなっている。20歳の時から父が納付しているはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると平成8年6月に払い出されたことが確認でき、払出時点において6年4月までの国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

また、申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらなかった上、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与した父は、具体的な加入手続及び納付の状況を覚えていないと述べていることから、納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から49年8月まで

私は、昭和37年に出産の手伝いに来ていた母に勧められ、A市B支所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、社宅の近くにあったC郵便局で納付した。私の年金記録が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びA市の被保険者名簿には、申立人の任意での資格取得日は、昭和49年9月19日と記載されており、氏名検索及び37年11月から42年10月までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため、申立人は国民年金の任意未加入期間であり、制度上、申立人が国民年金に加入した昭和49年9月時点で、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人は、A市B支所で国民年金の加入手続をし、C郵便局で納付したと主張しているが、当時、A市B支所では、国民年金の加入手続業務は行われていない上に、C郵便局は、保険料の指定金融機関ではなかったことを確認済みである。

加えて、申立人は、最初から納付書で保険料を納付したと主張しているが、昭和38年当時は印紙検認方式であることから、納付方法についての申立人の記憶は事実と異なる上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 54 年 1 月に国民年金に加入し、同年 1 月 31 日に A（施設名）内の郵便局で昭和 51 年度分の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間直後の昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの期間は、領収証を提出して年金記録が訂正されたが、申立期間も納付しているはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 1 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 12 月 18 日に B 市に払い出された番号の一つで、前後の任意加入者の加入時期から、申立人は 54 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、特殊台帳の記録から、51 年 4 月 1 日にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、申立期間直後の昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までについては、特殊台帳の記録により、54 年 1 月 31 日に過年度納付していることが確認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年12月から43年8月まで

私は昭和36年11月に入籍し、同年12月に義父がA村（現在は、B町）において私の分の国民年金の加入手続をしてくれた。以後自分自身でC（地域名）の婦人会に国民年金保険料を納付したのに、同年12月から43年8月までが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年12月に義父が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、43年5月2日にA村に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入者の加入時期から、申立人の加入手続は同年9月から44年1月ごろに行われたことが推認でき、B町の被保険者名簿（電算）の記録から、43年9月8日にさかのぼって強制で資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の夫は、昭和33年10月から43年5月までの期間及び43年7月から同年8月までの期間は、厚生年金保険に加入していることから、申立人が国民年金への加入手続を行った時点で、申立期間は任意加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の加入手続を行ったとする申立人の義父は、既に他界し、申立人は直接関与していないことから、加入及び納付の実態は不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から同年12月1日まで
私は、A社（現在は、B社）C支社に昭和21年11月1日に入社し、平成元年8月31日に退職するまで継続して勤務し厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された退職証明書及び申立人が所持する社員手帳から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社C支社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和21年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が34名確認でき、これらの被保険者について、B社に入社年月日を照会したところ、不明の7名を除く27名（申立人を含む。）の入社年月日が資格取得日より前であったことが確認でき、うち申立人以外の5名と連絡が取れ、5名とも申立人同様、入社は同年12月1日より前でありC支社採用であったと供述している。

また、上記被保険者名簿によれば、昭和21年12月1日より前の3か月のうちにA社C支社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は8名であり、うち4名は入社年月日と被保険者資格取得日が一致しているが、連絡が取れた2名は、「4名は本社採用で、4か月の社員養成所での研修後にC支社に配属された。」と供述している。

さらに、連絡が取れた複数の同僚が、「申立期間当時は、戦後の混乱期で支社採用職員は不定期に採用されていたので、厚生年金保険の加入手続が遅れ、一括して加入手続をしたのではないか。」と述べていることから、事業主は、申立人を含むC支社採用職員については、入社後すぐに厚生年金保険の資格取得の手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明と回答している上、ほかに申立期間における保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月27日から同年12月1日まで

私は、A社に平成18年11月末に入社したが、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年12月1日となっている。同社での雇用保険の資格取得は同年11月27日であり、厚生年金保険の資格取得日を同年11月27日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しにより、申立人は、A社において平成18年11月27日に雇用保険の資格を取得していることが確認できる。

しかし、当該事業所が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しにより、申立人は、当該事業所において平成18年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、平成18年12月25日付けの給与明細書の写しを提出しているが、当該事業所が提出した申立人に係る平成18年分から20年分の「給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の写しにより、当該事業所の社会保険料の控除方法は当月控除であり、申立人が提出した18年12月の給与明細書で控除されている厚生年金保険料は同年12月分であることが確認できる。

さらに、当該事業所は、月末に入社した者の厚生年金保険の加入について、最初の給与で入社月とその翌月の保険料を控除することになることから、入社月の翌月1日を被保険者資格取得日とする取扱いを行っていたと説明している上、当該事業所について、オンライン記録の被保険者縦覧調査の結果、月末に資格取得している者はいないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 9 月まで

私は、A社B営業所に、昭和 45 年 4 月から同年 9 月まで正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社（現在は、C社）に勤務していたと主張しているが、当該事業所は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務実態は不明。」と回答している上、当該事業所の元同僚7人に聴取したが、申立人の当該事業所における勤務について証言を得ることはできなかった。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1651 (事案 74 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 10 月から 19 年 4 月 1 日まで
当初の判断に納得がいかないため、申立期間の厚生年金保険の加入について、再調査願いたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主から提出された労働者年金保険被保険者資格取得届の申立人の資格取得年月日が昭和 19 年 4 月 1 日となっていること、及び保険料控除を確認できる資料が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間において、当該事業所から「厚生年金保険に加入させてもらえない扱いを受けていた。」と、厚生年金保険料が控除されていなかったことを承知している旨の申述をしている上、抽出調査を実施した同僚も、死亡又は所在不明であることから、新たな事実を確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 16 日から同年 10 月 16 日まで
私は、昭和 39 年 2 月から 40 年 10 月までの期間、A社に勤務し、B（施設名）、C（施設名）及びD（施設名）でE（職種）を担当していたが、39 年 5 月 16 日から同年 10 月 16 日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得がいかないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社し、E（職種）を担当し、申立期間も勤務していたと主張しているが、申立人は同じ待遇である同僚のE（職種）担当者の氏名を憶えていないことから、当時の勤務実態等の事実関係を確認することができない。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳の申立人の欄の資格喪失年月日に「39.5.16」と記載されている上に、備考に「資格喪失」と大きな印が押されていることが確認できる。

さらに、F健康保険組合（G健康保険組合を吸収合併）は、申立人の記録が見つからないと述べている。

加えて、B（施設名）、C（施設名）及びD（施設名）の3か所を現在経営しているH社に、申立人が申立期間当時、在籍していたか照会を行ったが、在籍を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 62 年 3 月 19 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 11 月 24 日から平成元年 3 月 27 日まで

私は、昭和 42 年 7 月から 43 年 11 月 19 日まで A 社に、62 年 3 月 19 日から同年 6 月 30 日まで B 社に、63 年 11 月 24 日から平成元年 6 月 28 日まで C 社に勤務したが、勤務した期間のうち一部の期間又は全部の期間について厚生年金保険の加入記録が抜けているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び A 社（現在は、D 社）が保管する「入社社員リスト」（E 工場）により、申立人が昭和 42 年 9 月 13 日から当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記の「入社社員リスト」（E 工場）によれば、申立人について、雇入年月日は昭和 42 年 9 月 13 日、採用年月日は同年 12 月 1 日と記載されており、同リストに掲載されている元同僚 18 人も雇用月から 3 か月後の 1 日付けで採用され厚生年金保険の資格取得日も同日となっていることが確認できる。そのうち複数の元同僚は、申立期間当時、入社後 3 か月程度の試用期間があった旨を供述している上、当該事業所も「申立期間当時、試用期間を 3 か月設けていたと思う。」と回答している。

また、当該事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の資格取得日を昭和 42 年 12 月 1 日として届け出ていることが確認できることから、A 社は当時、採用から 3 か月後の月の 1 日付けで厚生年金保険に加入させてい

たことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、B社が保管する「賃金台帳」から、申立人が昭和62年3月19日から同年6月30日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記の「賃金台帳」において、申立人の社会保険料の控除額の欄は空欄となっていることから、社会保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は「申立期間当時、3か月の試用期間を設けていた。」と回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚からは回答が得られず、また、同時期に当該事業所で資格取得した複数の従業員に申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について照会したものの、申立人及び申立期間当時のことを記憶している者はおらず、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、元同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和63年11月24日からC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、当該事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた複数の従業員及び事業主は、申立期間当時、当該事業所は入社後直ぐに退職をしてしまう者が多いため、入社後3か月の試用期間を設けていた旨を供述しており、前述の申立人を記憶していた元同僚も「申立人の申立期間は、試用期間だったと思う。」述べている。

また、当該事業所の事業主は、申立期間当時の資料は保管していないので、申立人の在籍事実、申立人の申立てどおりに厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失の届出を行ったか否かについては不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1654 (事案 514 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 1 日から 32 年 3 月 12 日まで
当初の判断後、同僚と一緒に写した写真が見つかったので、再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無いこと、当該事業所が厚生年金保険適用事業所でなくなっており、当時の資料も残されていないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに、複数の同僚と一緒に写した写真を提出して、再審査を申し立てているが、申立人が当該事業所に雇用されていたことについては、当初の判断でも推認されており、同僚と一緒に写した写真では、前記の推認を補完する資料となりうるものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、申立人が新たに同僚として挙げた「B」という姓は、当該事業所に係る上記被保険者名簿には無く、当初の決定を変更すべき新たな事情は確認できなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 6 月 25 日まで
② 昭和 39 年 1 月 7 日から 43 年 7 月 1 日まで

ねんきん特別便で確認したところ、私がA社B支店及びC社（現在は、D社）に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入となっていた。勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社B支店の当時の従業員を記憶していること、及び申立期間当時のものと思われる写真を所持していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所では、「当時は臨時社員も多く雇用しており、従業員全員が厚生年金保険に加入していた訳ではない。」としており、申立人が、「自分が入社した時にはすでに勤務していた。」と述べている同僚の厚生年金保険の資格取得日は、上記被保険者名簿により、昭和 32 年 2 月 1 日であることが確認できる。

さらに、当該事業所は、当時の資料が無いことから申立人の勤務実態は不明としており、申立期間当時、当該事業所の被保険者であった複数の者に照会したが、申立人を明確に記憶している者はおらず、申立人の勤務形態や厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 42 年 1 月 1 日付けの C 社代表取締役名による賞状を所持していることから、当時、当該事業所に勤務していたことは認められるものの、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、申立期間当時、当該事業所の被保険者であった複数の者に照会したところ、申立人が勤務していたとする証言は得られたものの、申立人の勤務期間を確認することはできない。

さらに、当該事業所では、当時の資料は無く、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用については不明との回答であった。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1656

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 10 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 4 月末日まで、A 区 B に在った C 社に D (職種) として勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、厚生年金保険の記録上、同年 1 月 10 日に資格を喪失した後、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における同僚等に係る申立人の記憶が曖昧^{あいまい}な上、当時の E (部門) 部長、元同僚の D (職種) 及び事務職員は、申立期間に係る申立人の勤務状況について記憶しておらず、C 社の元事業主の所在が不明なため、申立期間に係る勤務実態が確認できない。

また、当該事業所で社会保険事務を担当していた元事務職社員の協力が得られず、事業主の所在が不明である上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 31 日から 58 年 7 月 1 日まで

私の夫は、A社に会社設立の昭和 31 年 3 月 13 日から 61 年 3 月 31 日まで代表取締役として継続して勤務し、この間厚生年金保険料を支払っていたのに、54 年 8 月 31 日から 58 年 7 月 1 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に代表取締役として継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと主張しているところ、元従業員の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が加入していたB厚生年金基金の記録によれば、基金設立の昭和 45 年 11 月 1 日に加入、54 年 8 月 31 日に自己都合で脱退、58 年 7 月 1 日に再加入となっており、申立期間の加入記録は確認できない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 31 年 5 月 1 日に資格を取得、54 年 8 月 31 日に資格を喪失、58 年 7 月 1 日に資格を再取得しており、2 回の被保険者期間においてそれぞれ異なる健康保険番号が払い出されている上、上記被保険者名簿には申立期間において健康保険整理番号に欠番は無いなど不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、昭和 54 年 9 月から旧厚生年金保険法による老齢年金を受給しているところ、これを受給するに当たっては、60 歳に達した後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとき、又は標準報酬月額が 15 万円 (20 級) 以下に該当したときに裁定請求を行う必要があるが、申立人については

同年 12 月 20 日に当該老齢年金の支給決定されていることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月から 35 年 3 月まで

私は、A事業所B（部門）部に勤務していた伯父の紹介で、昭和 34 年 7 月にA事業所B（部門）部の下請会社であったC社に就職し、申立期間はC社で勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人をC社に紹介した伯父及び元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番は無い上、申立人が名字を記憶している元同僚3名のうち1名は、申立期間を含む昭和 32 年 8 月 1 日から 35 年 10 月 21 日までC社において厚生年金保険に加入していることが確認できたが、残り2名は、同被保険者名簿に氏名の記載は無い。

また、C社は、昭和 37 年 4 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界し、当時の関係資料は無いことから、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から43年7月まで
昭和41年7月にA事業所を退職後、すぐに就職活動を行い同年8月ごろB社に入社したのに、厚生年金保険の記録が43年8月からというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、昭和43年6月1日に厚生年金基金に加入しているところ、申立人の基金への加入日は、同年8月21日であり、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日と一致する。

また、当該事業所では、申立期間当時の人事記録等の資料は既に廃棄しており、申立人の当時の勤務実態等は確認できない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 2 月ごろからA社B営業所に採用され、41 年 3 月ごろまでC（地名）にある施設で仕事をしていた。この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、A社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、A社B営業所は、昭和 46 年 3 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の本社は、当時の関係資料が無く、当該事業所の実態が不明であると回答している上、申立人が名前を挙げた元課長は既に他界し、申立人は元同僚を記憶していないことから、申立人の勤務実態等について証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年から 35 年まで
② 昭和 35 年から 36 年まで
③ 昭和 36 年 9 月から 37 年 4 月まで

私は、申立期間①について、昭和 28 年から 35 年まで A 市（現在は、B 市）の C 社に D（職種）として勤務し、申立期間②については、C 社を辞めた後、E 県 F 郡 G 町（現在は、H 市）の I 事業所に J（職種）として勤務し、申立期間③については、36 年 9 月から K 市 L 区の M 事業所に勤務していた。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元事業主の証言により、申立人が申立期間①において C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していない。」と回答しているところ、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 63 年 5 月 1 日であることが確認でき、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、オンライン記録により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者になっていないことが確認できる上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、I 事業所での業務内容及び所在地を記憶している上、商業登記により、申立人が記憶する所在地に当該事業所が存在したことが確認できることから、申立人が申立期間②において当該

事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和39年7月1日であることが確認でき、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、I事業所は、昭和41年11月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関係資料が保存されておらず、当時の事業主は既に他界し、申立人の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、複数の元同僚の証言により、申立期間③において、申立人がM事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が当該事業所に一緒に入社したと主張する元同僚は、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者になっていないことが確認できる上、申立人及び元同僚が当該事業所の事務担当として氏名を挙げた者についても、当該事業所において厚生年金保険の被保険者になっていない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、M事業所は、昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料が存在せず、当時の事業主の所在を特定することができないことから、申立人の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から同年 11 月 26 日まで

私は、申立期間①については、兄が経営していたA社に、兄から誘われて入社した。申立期間②については、B社C支店において、D（職種）をし、歩合給で給料をもらっていた。いずれの申立期間においても、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立期間当時、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人は、事業主である兄及び厚生年金保険の事務手続きをしていた兄の妻はいずれも他界し、元同僚についての記憶が無いと供述していることから、申立人の勤務実態について証言を得ることができない上、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、B社C支店において、D（職種）をしていたと述べているところ、B社は、「当時、D（職種）をしている者は、E（雇用形態）として3か月ごとの定期審査において一定の基準に達した上で、数回の審査に合格した者のみが社会保険に加入できた。申立人は、入社して4か月という短期間であることから、E（雇用形態）として社会保険の加入対象となっていなかったと思われる。」と回答している。

また、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立

期間②について、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、元上司や元同僚についての記憶が無く、申立人の勤務実態についての証言を得ることができない上、ほかに申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月1日から55年2月4日まで
② 昭和56年5月16日から同年8月1日まで
③ 昭和57年1月1日から58年1月1日まで
④ 平成元年8月21日から5年4月1日まで

私は、申立期間①及び②については、昭和54年6月から56年7月までA社に在籍し、B市にあったC事業所にD（職種）として勤務していた。また、申立期間③及び④については、昭和57年1月から平成5年3月まで、E社に勤務していた。この会社は、後に、F社、さらに、G社という名称に変更したが、継続して勤務していた。申立期間①から④の厚生年金保険の記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に昭和54年4月27日に入社し、55年1月31日に離職していることが確認できる上、申立人が名前を挙げた元事業主は、A社の閉鎖登記簿謄本において氏名が確認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間①当時、A社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A社は、平成元年12月3日に解散し、関係資料は保存されておらず、元事業主は既に他界し、元上司は、申立人を記憶しているものの、勤務の状況についての証言を得られず、申立期間①当時の勤務実態は不明である。

さらに、上記の元上司は、「A社においては、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

2 申立期間②については、申立人は、A社に勤務したと主張しているが、申立人が名前を挙げた元上司は、元事業主がA社に加えて、H社を経営し、A社の社員もH社の厚生年金保険に加入させることになった旨証言しており、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、申立期間②の前までH社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

しかし、当該被保険者名簿において、申立人は、昭和56年5月16日に被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返還した旨の表示があり、申立期間②において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い上、雇用保険の加入記録とも符合する。

また、H社は、平成8年6月1日に解散し、関係資料は保存されておらず、元事業主は既に他界し、元上司は申立人の勤務期間を記憶しておらず、申立期間②当時の勤務実態は不明である。

3 申立期間③については、申立人は、E社に入社し、F社に名称変更後も継続していたと主張しているところ、元上司の証言により、昭和57年1月ごろからE社及びF社に継続して勤めていたことが推認できる。

しかし、E社及びF社に係る事業所別被保険者名簿の申立期間③において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い上、I厚生年金基金の加入記録により、申立期間③直後の昭和58年1月1日に資格を取得していることが確認でき、F社における厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

また、E社の元同僚一人は、「試用期間が2、3か月あった。」と供述しているところ、当該元同僚は入社から3か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当該事業所では、一部の従業員について、試用期間を設けていたことがうかがえる。

なお、申立人と同じくE社からF社に継続して勤めている元同僚5人は同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日にF社における被保険者資格を取得していること、及び申立人が入社した昭和57年1月からE社がF社と合併した57年10月1日の間において、被保険者資格を取得した者が9人いることを踏まえると、申立人については何らかの理由で被保険者資格取得届の手続が遅延したものと推測される。

4 申立期間④については、平成5年1月31日付けの10年勤続表彰状と、申立人が所持する身分証明書における昭和57年3月19日入社記録を踏まえると、申立人は、平成4年3月で勤続10年となることから、表彰を受けた5年1月31日までは、F社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、I 厚生年金基金の加入記録により、申立人は平成元年8月21日に資格を喪失しており、厚生年金保険の資格喪失日と一致する上、オンライン記録での被保険者縦覧照会において、申立期間④に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

5 このほか、申立人の申立期間①から④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年5月1日まで

私は、昭和24年8月から32年3月までA社B（部門）所及びA社C（部門）部に勤務したが、申立期間の年金記録が欠落している。当時A社は組合活動が盛んで、給与から厚生年金保険料を控除しないことは考えられないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人に係る昭和24年8月1日から25年4月1日までの「厚生年金保険」の記録はあるが、勤務先の名称が不明なため、申立人は、24年8月からA社B（部門）所に勤務していたと主張しているが、当該期間については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人が「D（事業所名）」において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人のA社B（部門）所の勤務は25年4月1日以後と推認できる。

また、A社B（部門）所を承継するA社E支店が保管する厚年被保険者台帳において、申立人は、申立期間後の昭和26年5月1日にA社B（部門）所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年3月9日にA社C（部門）部において資格喪失したことが確認でき、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とも一致する。

さらに、元同僚は、「A社は、当時、1年程度の臨時雇用期間があり、その期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している上、複数の元同僚は、それぞれが記憶する入社日より、おおむね1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、A社B（部門）所では、申立期間当時、一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことがう

かがえる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 45 年 5 月まで

私は、昭和 43 年 5 月から 45 年 5 月まで A 社に勤務したが、その期間の厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、友人の紹介で B（地名）にある C（施設名）で働いていたと供述しているところ、申立人は当時一緒に働いていた同僚の名前を記憶していないことから、申立期間当時、A 社（D（地名）所在）において厚生年金保険に加入している者を調査した結果、証言を得られた複数の元同僚（いずれも C（施設名）で勤務）は、いずれも D（地名）の本社で採用されたと供述している上、「当時、C（施設名）には現地採用の者もいた。」と供述しており、申立人の供述を考え併せると、申立人は、現地採用されたと推認できる。

また、当該事業所の親会社である E 社では、当時、C（施設名）で勤務していた職員の名簿等人事関係資料は無く、D（地名）の本社で採用した者と現地で採用した者とで社会保険の取扱いが異なっていたか否かは不明であると回答している。

しかし、当時、C（施設名）は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所は、昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、親会社の E 社本社人事担当部門において、賃金台帳等の関係資料が保存されておらず、当時の事業主も所在が不明であることから、申立期間当時の申立人の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間にお

ける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 12 月 1 日から 31 年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 7 日から 41 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①について、昭和 29 年 4 月に A 社に入社し、B（職種）に従事し、元請会社であった C 社へ入社するまで継続して勤務していた。A 社の専務から年金手帳を渡され、そこには 2 年と書かれていたのを記憶している。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるから当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、昭和 40 年 10 月に D 社を退職して、すぐに E 社へ入社したので、この間の厚生年金保険の記録が無いというのは考えられない。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A 社において継続して勤務していたと主張しているところ、申立人が名前を挙げた複数の元同僚は、いずれも他界しており、申立人が申立期間において継続して勤務していたことを確認できない。

また、申立人と同時期に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した 20 名のうち、回答が得られた 2 名は、申立人と同日に被保険者資格を喪失している申立人のことは知らないと回答している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 29 年 4 月 13 日に資格を取得し、同年 12 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、当該事業所は、当時の関係書類が残っていないため、申立期間

当時の勤務実態は不明である旨回答しており、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、前職のD社の元同僚と一緒にE社に入社したと供述しているところ、当該元同僚は、E社において、入社から3か月経過後の昭和41年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、E社人事部担当者は、「当社では、途中入社の場合、3か月の見習い期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しており、当該元同僚の厚生年金保険の記録と符合する。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料が無いため、申立期間当時の勤務実態は不明である旨を回答しており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。